

# 指定訪問看護事業重要事項説明書(介護保険)

## 1. 訪問看護事業所事業概要

### ① 事業所概要

事業所名	医療法人慶友会城東病院訪問看護ステーション あんじゅ
所在地	甲府市城東4丁目13-15
介護保険指定番号	1960190278
サービス提供地域	甲府市(上・下帯那町、上・下積翠寺町、平瀬町、旧上九一色村、旧中道町、大津町、小曲町、高室町・西下条町は中央道以南を除く)
電話	055-233-6000
(緊急電話)	090-1697-1153

### ② 職員体制

管理者：看護師1名      看護職員：看護師（常勤）4名以上  
理学療法士、作業療法士（兼務）：1名以上  
営業時間      午前9時から午後5時      年中無休      24時間対応

### ③ 訪問看護サービス内容

- (1) 病状観察
- (2) 日常生活の援助(清潔、食事、排泄援助、リハビリ等)
- (3) 医師の指示による医療処置（褥瘡処置やチューブ類管理）
- (4) 療養生活や介護方法の指導
- (5) 保健福祉サービスの紹介や連携

### ④ 当事業所の訪問看護サービスの特徴

- (1) 在宅で安心して療養生活をしていただけるよう、必要時、いつでも訪問できる24時間の訪問看護を実施しています。
- (2) 看護師は知識や技術、人間性を磨いて、より良い看護サービスが提供できるように努めます。

## 2. 利用料金

### ① 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方で、介護保険制度のサービスを利用する場合は、原則として基本料金の利用者負担割合です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

\*別紙記載

\*保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、利用者から利用料(10割)全額を頂き当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、甲府市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受け取ることが出来ます。

\*料金の請求は、実際のサービス提供時間ではなく、ケアプランに定められた目安の時間を基準とします。

② 交通費・・・サービス提供地域以外においては、1km当たり80円(税込)です。

③ 解約料・・・無料です。

④ 支払い方法・・・現金払い(月1回訪問時に領収書と引き替えで頂きます。)

口座振替(毎月25日振替)、振込み

## 3. キャンセル料

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。

利用日の前日24時までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の10%の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の100%の額

#### 4. 訪問看護サービス提供について

① サービス提供管理者

管理者 青山 ゆみ

② サービス担当看護師及び理学療法士・作業療法士は、事業所の都合により変更する場合があります。

③ サービス時間・内容

サービスはケアプラン及び主治医の指示に基づき、看護計画に沿って計画的に提案します。

曜日	時間	サービスの内容(概要)

④ 利用料金

1ヶ月にお支払いいただく料金の見込みは下記の通りです。

基本料金          回数          特別管理加算          緊急時訪問看護加算          約  
(                    ) × (    回 ) + (                    円 ) + (                    円 ) = (                    円 )

#### 5. 運営についての留意事項

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、虐待防止のための研修を定期的に開催する。
- ② 感染防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者への周知徹底を図り、感染防止のための研修を定期的に開催する。
- ③ 感染症防止または非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じ、その計画を周知するとともに必要な研修及び訓練を実施する。また、定期的に業務継続計画を見直す。
- ④ 適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため定期的に必要な研修を行う。
- ⑤ サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。  
やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載すること。

#### 6. サービス内容に関する苦情

① 当事業所の相談窓口

電話番号 055-233-6000

担当者          青山    ゆみ

② その他、当事業所以外に市町村の介護保険相談窓口及び山梨県国民健康保険団体連合会に申し立てることも出来ます。

甲府市介護保険課

電話 (055) 237-1161

山梨県国民健康保険団体連合会

電話 (055) 233-9201

年 月 日

訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明いたしました。

事業所	所在地	山梨県甲府市城東4丁目13-15
	名称	医療法人慶友会 城東病院訪問看護ステーション あんじゅ
	管理者	青山 ゆみ 印
説明者	氏名	印

私は、契約書及び本書面より医療法人慶友会城東病院訪問看護ステーション あんじゅから訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者	《住所》	
	《氏名》	印
代理人	《住所》	
	《氏名》	印